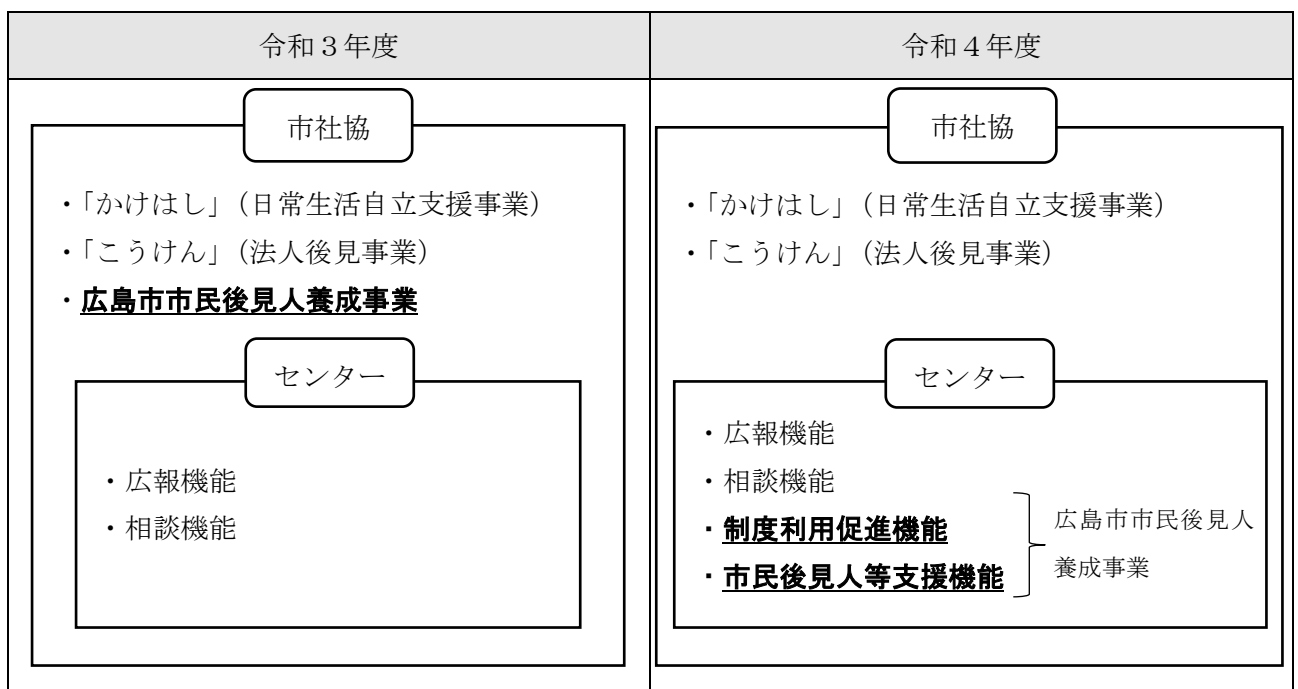


## 広島市成年後見利用促進センターにおける受任者調整について

### 1 広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）が担う受任者調整について

センターが担う機能としては、広報機能、相談機能、制度利用促進機能、市民後見人等支援機能があるが、令和3年10月の開設時は、広報機能と相談機能を整備し、利用状況等を踏まえつつ、段階的に機能を拡充することとしている。令和4年度からは、これまで、本市が市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託して実施してきた広島市市民後見人養成事業について、センターに移管した上で実施することとし、当該事業で行ってきた受任者調整機能及び市民後見人等支援機能をセンターの新たな機能として整備する。



### 2 センターが行う受任者調整の対象者について

これまで広島市市民後見人養成事業では、市社協が実施している「かけはし」（日常生活自立支援事業）の利用者が「こうけん」（法人後見事業）の利用へ移行した方に対して、市民後見人候補者をマッチングし、家庭裁判所から推薦依頼等があった場合に推薦する市民後見人候補者を選考してきた経緯がある。

令和4年度からセンターが行う受任者調整の対象者についても、これまでの養成事業と同様、まずは「こうけん」の利用者を成年被後見人、受任者を市民後見人として受任者調整を行うこととし、また、受任形態についても市社協との複数後見で実施することとしたいと考えている。

なお、今後については、市民後見人候補者の養成に努めながら、複数後見での受任実績を積み上げていくことで、家庭裁判所に対し、市民後見人を単独で選任していただけるよう働きかけていくとともに、受任者調整の対象者の拡大についても検討していきたいと考えている。